

村田町村田伝統的建造物群保存地区

保 存 計 画

宮 城 県 村 田 町
村 田 町 教 育 委 員 会

- 平成26年 3月10日 村田町教育委員会告示第 3号
- 変更 平成26年11月21日 村田町教育委員会告示第17号
(特定物件の追加)
- 変更 平成28年12月22日 村田町教育委員会告示第16号
(特定物件の追加)
- 変更 平成29年 2月24日 村田町教育委員会告示第 4号
(第2章本文の改正)
- 変更 平成29年 3月24日 村田町教育委員会告示第 6号
(特定物件の追加)
- 変更 令和 元年12月25日 村田町教育委員会告示第18号
(特定物件の追加)

村田町村田伝統的建造物群保存地区保存計画

目 次

第1章 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存地区の名称、面積、範囲	1
(2) 保存地区の歴史	1
(3) 保存地区の現況	3
(4) 保存地区の特性	4
(5) 伝統的建造物の特性	5
① 敷地と建造物の配置	5
② 建築物の特性	6
③ 工作物の特性	8
④ 環境物件の特性	8
(6) 保存の方向	9
(7) 保存の内容	9

第2章 保存物件の特定

(1) 建築物	10
(2) 工作物	10
(3) 環境物件	10

第3章 伝統的建造物群の保存整備計画

(1) 伝統的建造物	10
(2) 環境物件	10
(3) 伝統的建造物以外の建築物等	11

第4章 助成措置等

(1) 経費の補助	11
(2) 技術的援助	11
(3) 固定資産税の軽減	11

(4) 保存団体などへの援助	11
(5) 普及啓発	11

第5章 拠点施設等、防災施設等及び環境の整備等

(1) 拠点施設等	12
(2) 防災施設等	12
(3) 環境の整備等	12

別表1 伝統的建造物（建築物）	13
別表2 伝統的建造物（工作物）	15
別表3 環境物件	16
別表4 修理基準	17
別表5 修景基準	17
別表6 許可基準	18
別図1 保存地区の範囲	19
別図2 伝統的建造物（建築物）の分布	20
別図3 伝統的建造物（工作物）の分布	21
別表4 環境物件の分布	22

村田町村田伝統的建造物群保存地区保存計画

村田町伝統的建造物群保存地区保存条例（平成25年村田町条例第24号。）第3条の規定に基づき、村田町村田伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存と活用に関する計画（以下「保存計画」という。）を定める。

第1章 保存地区の保存に関する基本計画

（1）保存地区の名称、面積、範囲

- 名称：村田町村田伝統的建造物群保存地区
面積：約7.4ヘクタール
範囲：村田町大字村田字町の一部（範囲については別図1に示す。）

（2）保存地区の歴史

村田町（以下「町」という。）は、宮城県の南部に位置し、その北東部は仙台市と接している。現在の市街地は、標高100～300メートル程度の山々に囲まれた村田盆地の北端部に所在し、市街地の南部には田園地帯が広がっている。

町の歴史は、旧石器時代まで遡ることができ、縄文・弥生時代の遺跡も見つかっている。古墳時代の遺跡が多く、120基ほどの古墳が確認されており、祭祀遺跡も発掘されている。町の南部に位置する関場地区には、宮城県内第3位の前方後円墳である全長90メートルの愛宕山古墳あたごやまが築造されている。奈良・平安時代の遺跡としては、北沢遺跡きたざわや梅ヶ久保遺跡うめがくぼなどが知られ、竪穴住居跡などが発掘されている。

村田館は、鎌倉後期から南北朝時代頃の陶器片が出土しているため、この頃に築かれたものと推測される。安永7年（1778）にまとめられた『柴田郡村田郷風土記しばたぐんむらたごうふどき御用書出ごようかきだし』には、京都より下向した公家が「お館様」として住み始め、それが16代続いた後に、村田氏が居城したと記されている。

室町時代の嘉吉年間（1441～1444）、下野国小山氏の流れをくむ、小山九郎業朝おやまくるうなりともが結城合戦に敗れ、奥州へ落ち延び村田に館を築いたと伝わる。小山氏は村田姓を名

乗り、「村田^{どの}殿」と称された。永禄8年（1565）、6代村田^{ちかしげ}近重には男子がなかったため、伊達家14代^{たねむね}植宗の九男、^{むねふゆ}宗^{ばんこうさい}殖（万好斎）を後嗣とした。これによって、村田氏は伊達家の一家となった。村田氏は、7代にわたって西根荘村田郷、現在の村田町大字村田から大字足立付近を領した。

天正19年（1591）、伊達^{まさむね}政宗の側室であった飯坂^{いいざか}の局^{つぼね}が、所替えて米沢から岩出山へ行く途中、村田館で長男^{ひょうごろう}兵五郎を産み、3歳まで育てられた。兵五郎は、元服して秀宗^{ひでむね}を名乗り、後に宇和島藩10万石の藩祖となった。

慶長8年（1603）から慶長15年（1610）までは、伊達家一門の石川^{いしかわあきみつ}昭光が伊達政宗から隠居所として村田館を与えられた。元和4年（1618）から寛永3年（1626）には、伊達政宗の七男^{むねたか}宗高が柴田郡と刈田郡で3万石を知行し、村田館を拝領した。宗高が20歳で亡くなった後は、伊達家の御蔵入地を経て、奥山^{おくやまだいがく}大学、田村^{たむらうきょう}右京、大松^{おおまつざわいずみ}沢和泉など、館主が度々替わった。貞享元年（1684）に芝多^{しばたつねはる}常春が村田を拝領し、芝多氏は8代にわたって村田を治めた。慶応2年（1866）に芝多氏から加美郡谷地森村の領主であった片平^{かたひら}氏へ所替えとなり、間もなく明治維新を迎えた。

村田の町場は、その村田館より東に見下ろす位置にあった。天正年間（1573～1593）、越前国福井から村田に移り住んだ山奥^{やまおくびんご}備後（後に山田へ改姓）^{やまだ}が村田商人の草分けと伝わる。山奥家は、清酒の醸造や刀鍛冶を生業とし、村田館主や伊達政宗の信頼を得て豪商となった。したがって、少なくともこの時期には、村田には商業地としての素地があったことが推察できる。その後、明和9年（1772）の『封内^{ほうないふ}風土^ど記^き』には、市店のある駅と記され、『柴田郡村田郷風土記御用書出』には、荒町^{あらまち}、本町^{もとまち}、南^{みな}町の三町を合わせて「村田町」という宿場があり、その長さは五丁拾四間あったと記されている。村田の商人は、紅花、米、太物、古着、荒物、塩などを商い、金融業なども活発に行った。

町中央を南北に通っている街道は、南は大河原、北西へは川崎を経由して笹谷峠、山形、北東へは菅生を経由して仙台城下へと通じていた。この街道の名称は『柴田郡沼辺村風土記御用書出』によると「羽州^(街)海道」と記され、足立字大関にある享保5年（1720）の道標には「もかみ^(街)海道 かわさき道」と彫られており、主に川崎や山形方面への主要な交通路であった。

村田における紅花の取引は、遅くとも18世紀初期に始まった。村田は、柴田郡や刈田郡の周辺において生産された紅花を集荷する仙南地方の拠点となった。村田に集積された大量の紅花は、上方や江戸へと出荷された。上方への輸送は、笹谷峠

を経て山形の大石田で船に積み替え、最上川を下り酒田から日本海を北前船で運んだ。村田商人は、京都で売った紅花の代金で、帰り荷として上方の物資を大量に購入し、^{のこぎりあきない}鋸商を行った。当時、上方の物資は日本海の航路で運ばれることが多く、酒田や山形と交通の便がよかった村田は、上方と仙南地方を結ぶ中継商業地として繁栄した。

明治22年(1889)に村田郷は近隣の3つの村と合併して「村田村」となり、更に明治28年(1895)には「村田町」となった。明治15年(1882)頃に化学染料アニリンの普及により、紅花の取り扱いはなくなるが、その後も江戸時代以来の商品は引き続き扱われ、さらに味噌、醤油、生糸、薪、炭、紡績糸、洋反物、繭などの集散地となった。有力商人の中には、株主や大地主として新たな活路を見出す者もあり、昭和期に至るまで商業地として繁栄を続けた。また、医業に携わる者もあり、洋風の医院を建築した。

戦後以降は経済基盤の変化や生活の近代化、自動車交通網の発展などにより、商業地としての役割は薄れ衰退の一途をたどったが、近世から近代にかけて築かれた町並みは姿を留め、当時の繁栄ぶりを今に伝えている。

(3) 保存地区の現況

町の人口は、昭和25年の1万6千人が最も多く、その後減少の一途をたどった。

昭和40年代頃から、保存地区の土蔵造の店舗等は、時代にそぐわない等の理由により、正面を近代的意匠の壁で覆うなどの改造や、建て替えのための取り壊しが相次ぎ、町並みの連続性が途切れる部分が生じた。

昭和48年に東北自動車道村田インターチェンジが設置され、昭和50年代には工業団地が造成されて企業の誘致が行われた。また、昭和63年に東北自動車道と山形自動車道を結ぶ村田ジャンクションが設置されたため、交通の利便性が向上した。

昭和50年代後半から、残された土蔵造などの建造物を観光資源として見直し、昭和61年に全国小京都会議に加盟した。その後、平成2年に地域住民と町職員によって「歴史と文化の香るまちづくり委員会」が設立され、町独自のまちづくりが議論され、村田城跡を城山公園として整備すると共に村田町歴史みらい館が建設された。平成5年に財団法人日本ナショナルトラストによって、本町・荒町・河原町の伝統的建造物の大規模な調査が行われた。特に本町を中心に現状の平面図が作成

され、建物の全容が初めて『村田の歴史的町並み』という題名の報告書で公表された。これにより、建築史や文化財の専門家から注目され、町は全国的に知名度が上がった。それは、現在において基礎的かつ重要な調査となっている。

江戸時代後期に紅花商人だった大沼正七家おおぬましゅうしちの建物が、平成10年に町へ寄贈され「村田商人やましょう記念館」として開館した。その後、大沼正七家の分家である大沼孫十郎おおぬまごじゅうろう（初代）家も町へ寄贈され、「村田町ヤマニ邸」として住民の活動や観光案内所等に活用されている。両者共に、表通りに面した店蔵とその背後に建てられた主屋や付属屋等が保存されており、保存地区に係る各種情報提供及び住民と来訪者の交流の拠点施設となっている。

町の伝統を誇る「蔵の町むらた布袋まつり」は、地域住民が参加する一大行事となっており、山車が町並みを巡り、その姿が地域住民に親しまれている。土蔵造の空き店舗等を活用し、平成10年からは「むらた町家の雛めぐり」、平成13年からは「みやぎ村田町蔵の陶器市」が地元住民の有志団体により開催されている。

更に、平成17年からは「蔵ing村田新そばまつり」が開催され、保存地区を会場に地場産品を活用した取り組みが行われている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの伝統的建造物が被災し、中には取り壊されたものも少なくない。したがって、被災した伝統的建造物の修理や景観の整備を行うと共に、それらを活用して町の活性化を図るための対策が緊急に必要となっている。

(4) 保存地区の特性

慶応2年(1866)の状況が描かれているとされる『居屋敷 並 家中屋敷いやしきならびにかちゅうやしきえずめん絵図面(写)』には、村田館の東側に河川に沿って町が描かれている。町は、村田館に東面して「表小路」を南北に、そして、番所から「大手小路」、その北側に「北小路」を東西に配し、それらによって区画された宅地は「侍屋敷」となる。さらに、その東側に道幅の広い街路が南北に通っており、その両側には、北から「足軽屋敷」、「町家」と記された街区が形成されている。また、各街路に沿って水路が整然と配置されている様子が窺える。

このような町の骨格が形成され始めた時期は、資料が見つからないため明らかにされていないが、前出の『柴田郡村田郷風土記御用書出』の記述などにより、江戸時代中頃には既に町の下地はあったものと推測される。

明治時代の地籍図を見ると、前述の絵図に描かれている「町家」の街区、すなわち従来の商業地（本町・荒町）に加え、南側の侍屋敷であった区画（南町）、および北側の足軽屋敷であった区画（河原町）へ商業地が拡張されていることが解る。また、東側街区の背後の路、そしてそれと慶応の絵図に「表小路」と描かれた街路から鍵型に通り抜ける路が増設されていることが窺える。更に、大正期には、西側街区の背後に新たに路が敷かれた。こうした町割の状況は、水路の位置にやや違いが見られるものの、ほぼ現在に受け継がれている。

保存地区内の伝統的建造物は、江戸後期から昭和20年代までに建てられた、土蔵造や塗屋造、真壁造の商家、そして洋風建築等である。中でも、耐火性能を備えると同時に富の象徴として、明治前期から大正期にかけて次々と建てられた土蔵造の店は、本町地区を中心に多数残っており、ひときわ存在感を醸し出している。戦後以降、改築や建て替えが行われたところも少なくないが、今なお多くの伝統的建造物が残された町並みは、近世から戦後にかけて商業地として繁栄した町の歴史を、今日に色濃く伝えている。

（5）伝統的建造物の特性

① 敷地と建造物の配置

保存地区では、南北に通る街路（以下、「表通り」とする。）に対し、間口を狭く奥行を深くする短冊型の敷地割が保たれている。間口は、3間から4間程度が多く、6間又はそれ以上のもも存在する。奥行は、街路より西側の敷地では37間程度、東側では47間程度と長大であり、東側は西側よりやや深くなっている。

主要な建築物は、職の空間である店と、住の空間である主屋から成る。表通りに沿って建つ店の背後に、主屋は棟を違えて接続する。これらは敷地の北側に寄って建ち、その南側に、表通りから敷地背後の路（以下、「裏通り」とする。）に貫通する幅半間から1間程度の通路（アエコ）を設ける。この通路によって、敷地内の通行とともに日照や通風が確保される。通路の入口には、両側に袖塀を付した表門を、店に寄り添うように配する。裏通り側にも、同様に裏門や塀を設ける場合もある。このような建造物の配置、そして、それが成す店と表門・塀が建ち並ぶ景観は、保存地区の大きな特徴と言える。

その他、敷地内には複数の土蔵や付属屋が建つ。土蔵は、主屋の奥から裏通

り向かって、敷地の北側に寄せて並置するのが一般的であるが、間口が広い敷地において、表通りに沿って店の脇に配するものも存在する。また、間口が広い敷地では、釜屋等は通路を挟んで主屋と向かい合せに建つ場合もあるが、それ以外の付属屋は敷地の奥に建つ。

ほとんどの場合、隣地との境界に塀等は設けず、各建築物の北側外壁面が隣地境界に沿って並ぶ。特に、敷地の北側が街路に接する場合は、外壁面が連続する情趣ある景観を呈している。一方、南側が街路に接する敷地では、街路側に塀を回す場合もある。

② 建築物の特性

<店>

店の構造は、土蔵造、塗屋造、真壁造のいずれかである。昭和初期頃の写真を見ると、どの造りの店も軒を連ねていたことが窺える。しかし、現状では土蔵造が最も多く残り、塗屋造及び真壁造の店は大部分が建て替えられている。

土蔵造の店（以下、「店蔵」とする。）は「タナグラ」と呼ばれ、主に切妻造平入で、切妻造妻入の事例は1棟のみである。いずれも二階建てで、表側には間口一杯に奥行き1間程度の下屋を付す。屋根は、軒周りを塗込めるものと置屋根とするものに大別され、屋根材はいずれの場合も棧瓦葺とする。下屋も軒裏を塗り込め棧瓦を葺く。

外壁は白漆喰塗仕上げとし、腰部分には一階・二階ともに海鼠壁をあしらう。妻側も海鼠壁とするものがあるが、北側外壁は下見板張りとするものが多い。

店蔵の一階は、根太天井で畳敷き又は板張りの一室で、下屋部分のみ土間である。下屋境は、せいの大きな差物を渡しその中央を太い柱が支える重厚な架構を見せる。一階は表通りに向けて全面開口とし、日中は開放していた。夜間等は本屋と下屋の境の摺り揚げ戸で戸締りし、更に下屋の柱間には格子戸を嵌めこんだ。以上は明治期頃までの様式で、大正期以降は、摺り揚げ戸に替わって、下屋の柱間に設置した板戸やガラス戸によって戸締りするようになった。更に、戸袋を設け防火用の土戸や鉄戸を戸袋に収納するものもあった。二階は、床は板敷きで天井や造作を施さず当初より物置等として使用される。明かり取りとして穿った二か所の小窓には鉄格子が取り付け、外側に観音開きや片開きの土扉、又は内側に片引きの土戸を備える。窓上には付庇を付す。

店蔵の建築年代は、雛箱や棟札等によって判明する例は、ほとんどが明治期

から大正期である。最も古い例は、雛箱の墨書より文政5年（1822）であることが知られる。

塗屋造の店は、いずれも切妻造妻入で間口2間半程度の小規模なものである。店蔵と同様に表側に下屋を付す。外壁は大壁であるが、店蔵よりも壁厚は薄く軒は塗り込めない。一階開口部は店蔵と同様であるが、二階には土扉のない小窓を1か所穿つ簡素な造りとなる。一方、真壁造の店は、やはり間口2間半程度の規模で、切妻造妻入および寄棟造妻入が存在する。下屋の柱間の建具は、板戸やガラス戸であった。二階の開口部は、幅1間から半間程度の窓を中央の一つ設ける。いずれも、現状は棧瓦葺や鉄板葺であるが、古写真等より、当初は木羽葺や杉皮葺、そして石置屋根が多かったことが解る。

<主屋>

主屋は、店の背後に1間程度の間隔を空けて直行方向に配する。店と主屋の間には切妻屋根を架けて双方の行き来の利便を図り、現状では床と開口部を設けて一室として使用する。主屋は切妻造、寄棟造、入母屋造で、主に平屋であるが、明治中期頃には二階建が出現するようになる。これらは階高が高く、棟高は店を超す場合もある。構造は真壁造で、屋根は棧瓦葺が多いが、古写真より木羽葺のものもあったことが窺える。一般的な一階の間取りは、3、4室が串刺し状に並ぶ。部屋は、店側よりダイドコロ、チャノマ、ナカノマ、ジョウダンと奥に行くほど格式が上がる。一方、明治前期以前の事例では、奥をダイドコロとする逆配列の間取りの存在も知られる。二階建の場合は、一般に炉のあるチャノマ上部は吹き抜けとなる。建築物の内部には通り土間を設けず、外部の通路より直接出入りする。通路側に広縁を設ける例が多いが、年代が古いものや間口が狭い場合は設けない。通路に面する部分の柱間は掃き出し窓とし、開放的な外観となる。建具は、広縁がない場合は障子戸と雨戸が設けられ、広縁がある場合は雨戸のみとなる。大正期以降になると、チャノマの前に破風を冠した玄関が構えられるものもある。北側の外壁は、上部を漆喰塗または荒壁とし、腰部分は下見板張りとする。主屋の建築年代は、店蔵同様、明治期以降のものが多いが、その構造上、店と主屋が必ずしも同時期の建築とは限らない。

<土蔵・付属屋>

土蔵は、座敷が設けられる内蔵、味噌蔵や文庫蔵等といった収納蔵、酒蔵や醸造蔵といった製造蔵など、種類や規模は多様である。切妻造の平入とし、敷

地奥行方向に棟を平行して建つものが多い。屋根は置屋根として棧瓦を葺くものが多い。外壁は漆喰仕上げとし、海鼠壁又は下見板張りの腰壁を設ける。街路や隣地に面する側面の外壁は、腰部分だけでなく全面的に下見板張りとする場合も見られる。収納蔵には、出入口の上部に出の深い庇を差し掛ける。付属屋は、釜屋や便所、浴室、離れ等、多種多様である。いずれも真壁造で勾配屋根とする。

③ 工作物の特性

敷地の間口にかかわらず、門が設けられる場合が多い。表門は、軒の出が深い屋根を冠する大型の門と、簡素な造りの小型の門に大別できる。前者は、棟門と腕木門を折衷させたような構造で、大規模な屋根を載せるための工夫がなされている。2本の親柱を頭部に置かれた冠木で繋ぎ、冠木上に束を建てて棟木を支持し、束より出した腕木に軒桁を載せて棧瓦葺の切妻屋根を戴く。敷地側には控柱を建て、親柱とは梁と貫で接合される。柱間には、両開き戸や片開き大戸が取り付く。腕木等に施された繰形や彫刻、及び家紋の彫刻や透かし模様は施された欄間に、各家の個性が表れる。また、門の両脇に付される土塀や板塀の意匠も、家ごとに工夫が凝らされている。

一方後者は、柱間が1間未満の小規模な腕木門で、間口が3間以下の小規模な敷地に設けられる。軒の浅い屋根は勾配が緩く、現状は鉄板葺であるが当初は板葺や杉皮葺等であったと思われる。柱間には、引き違い戸か片開きの大戸が取り付く。

江戸後期の家相図には門が描かれており、少なくともこの頃には門構えの商家の出現が窺える。しかし、このような豪壮な門が建ち並ぶようになったのは、商家が本格的な門を構えることが可能となった明治以降のことと思われる。

門の足元には石畳を敷き詰め、門から連続する通路も同様に石敷きとする。これらの石材は、近年まで地元で採掘されていた村田石が使用されている。

家内安全や商売繁盛を祈る屋敷神は、多くの敷地に祀られている。これらは家ごとに大きさや意匠が異なり、技巧を凝らした立派な造りの社も少なくない。また、表通りに面して建つ酒造商家の庵看板は、唐破風屋根を冠し精巧な彫刻が施されている。

④ 環境物件の特性

庭は、主屋と通路を挟んで向き合う位置、又は主屋の裏側に設けられる。特

に、敷地に余裕がある場合は、植木や池、灯籠、置き石等を配した庭園となる例も存在する。門や塀越しに垣間見ることができる庭は、町並みに彩りを添える重要な景観要素となっている。

(6) 保存の方向

保存地区の特色は、江戸時代の中頃に遡ると考えられる町割を基盤として、江戸、明治、大正、昭和の各時代の多様な建築物が歴史的風致を形成していることにある。これらは、町民共有のかけがえのない財産であり、かつ、町民の誇りとするものであるとともに、村田の歴史の足跡を現代に伝えるものとして貴重な文化遺産である。このことから、地区住民はもとより全町民的な理解と協力を求めるとともに、地区住民の意向を尊重しながら、保存地区に残る歴史的、文化的に価値の高い伝統的建造物群を次代に継承し、町の歴史的な特性を活かしたまちづくりを進めることによって、生活環境と商業環境の向上などに努めるものとする。

(7) 保存の内容

- ① 伝統的建造物群の特性を維持していると認められる店、主屋及び付属屋等の建築物並びに門及び塀等の工作物を「伝統的建造物」として特定する。なお、その特定は、第2章に定める基準に従う。
- ② 保存地区を特徴づけている環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件を「環境物件」として特定する。なお、その特定は、第2章に定める基準に従う。
- ③ 伝統的建造物の外観の修理及び環境物件の現状維持及び復旧については、「修理基準」を別に定める。
- ④ 伝統的建造物以外の建築物等及び環境物件以外の物件における新築、増築、改築、移転、修繕及び模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、「修景基準」又は「許可基準」を別に定め、伝統的建造物群の特性に調和するよう整備を行う。
- ⑤ 町は、保存地区の歴史的風致を維持、形成するために必要と認められる事業等に要する経費の一部を補助するとともに、自ら必要な事業を行う。
- ⑥ 以上の目的の遂行にあたっては、町、町教育委員会及び関係部局のほか、保存地区の住民等が協力して進める。

第2章 保存物件の特定

保存地区において、昭和30年代以前に建てられた建築物及び工作物のうち、伝統的建造物群の特性を有していると認められるものを「伝統的建造物」と定める。また、これら建造物と一体をなす環境要素については「環境物件」として特定する。

特定基準は、以下のとおりである。

(1) 建築物（別表－1及び別図－2）

店、主屋及び付属屋等で、伝統的な特性をよく維持していると認められる建築物。

(2) 工作物（別表－2及び別図－3）

門及び塀等で、伝統的な特性をよく維持していると認められる工作物。

(3) 環境物件（別表－3及び別図－4）

保存地区の歴史的風致の維持、形成に大きく寄与している樹木、庭園等。

第3章 伝統的建造物群の保存整備計画

(1) 伝統的建造物

- ① 伝統的建造物の保存整備にあたっては、主としてその外観を維持するため、別に定める「修理基準（別表－4）」に基づく修理を行う。
- ② 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについて、復元的修理を行う場合は、歴史資料、建造物の詳細実測調査などによる復元的考察に基づく復原、あるいは類例調査から類推される範囲の復原を原則とする。
- ③ 保存修理にあたっては、構造耐力上、必要な部分を補強、修理し、耐震性等の防災機能の向上を図るよう努める。

(2) 環境物件

環境物件については、現状維持及び復旧を基本とし、「修理基準（別表－4）」に基づく保存整備に努める。

(3) 伝統的建造物以外の建築物等

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転、修繕及び模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるものは、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める「修景基準（別表－５）」又は「許可基準（別表－６）」を適切に運用して修景を行う。

第４章 助成措置等

(1) 経費の補助

町は、保存計画に定める「修理基準」又は「修景基準」に基づき歴史的風致を維持、形成するために行う事業等に要する経費に対し、別に定める補助金交付要綱により予算の範囲内で必要な補助を行うことができる。

(2) 技術的援助

町は、保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理又は修景等に係わる設計相談などの必要な技術的援助を行うことができる。

(3) 固定資産税の軽減

保存地区内の修理又は修景に資する、土地及び家屋に係る固定資産税の軽減をすることができる。

(4) 保存団体などへの援助

町は、住民等により組織された団体等で保存地区の歴史的風致を維持、形成するために行う活動等に要する経費に対し、別に定める村田町補助金等交付規則（平成１５年村田町規則第３号）及び村田町補助金等交付要綱（平成１５年村田町訓令第３号）により予算の範囲内で必要な補助を行うことができる。

(5) 普及啓発

町は、保存地区内における歴史的風致の維持、形成を推進するため、必要な普及啓発に努め、住民の良好な生活環境の整備を図る。

第5章 拠点施設等、防災施設等及び環境の整備等

(1) 拠点施設等

保存地区に係る各種情報提供、住民と来訪者等の交流、伝統的建造物の調査研究、町並みの学習その他歴史的風致の維持、形成を推進するための拠点として既存施設等の活用を図るとともに、歴史を活かしたまちづくりに対する意識の向上に努める。

保存地区に対する理解を促し、保存の意識を啓発するために必要な案内板の設置に努める。

(2) 防災施設等

保存地区の総合的な防災計画を策定し、様々な災害に対する安全性の確保に努める。地区の防災施設については、歴史的風致に調和した消火設備を設置するなど、施設の整備を図る。また、初期消火組織の整備及び自主防災組織の育成を図る。

(3) 環境の整備等

保存地区において歴史を活かしたまちづくりを推進するため、町並みの履歴を考慮した環境整備を図るよう努める。路面の舗装及び側溝の改良等については、保存地区の歴史的風致に調和したものになるよう整備に努めるとともに、街路灯、電力柱、電話柱及び架線等の整備に努める。

訪問者等の駐車場及び誘導案内板、建築物等に設置する屋外広告物その他保存地区内の設置物等については、歴史的風致と調和した保存地区に相応しい整備を推進する。